

新旧対照表

新	旧
<p>令和2年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムに参加する施設の同システムへの接続及び補助事業者に設置する事務局の運営に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第12条（略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年9月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和3年2月19日から施行し、令和2年9月23日から適用する。</u></p>	<p>令和2年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムに参加する施設の同システムへの接続に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第12条（略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年9月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

新				旧			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
1 補助対象事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率	1 補助対象事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
参加施設の システムの 接続に係る事業	499,390,000 円	委託料	定額	参加施設の システムの 接続に係る事業	504,535,000 円	委託料	定額
	ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。				ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。		
	基幹病院（電子カルテ） 14,050,000 円				基幹病院（電子カルテ） 14,050 千円		
	病院（電子カルテ） 8,390,000 円				病院（電子カルテ） 8,390 千円		
	病院（レセプト） 5,880,000 円				病院（レセプト） 5,880 千円		
	病院（画像連携） 1,550,000 円				病院（画像連携） 1,550 千円		
	診療所（電子カルテ） 1,270,000 円				診療所（電子カルテ） 1,270 千円		
	診療所（レセプト） 870,000 円				診療所（レセプト） 870 千円		
	診療所（画像連携） 930,000 円				診療所（画像連携） 930 千円		
	薬局 660,000 円				薬局 660 千円		
	介護事業所 780,000 円				介護事業所 780 千円		

新				旧	
<u>事務局の 運営に係る事業</u>	<u>5,145,000 円</u>	<u>給料、職員手当 等、共済費、需用 費（食糧費を除 く。）、役務費並び に使用料及び賃 借料とする。</u>	<u>定額</u>		
別表第 2（略）				別表第 2（略）	